

「Yahoo! BB SOHOサービス利用規約」新旧対照表

改定前(2009年7月1日付)	改定後(2010年3月31日付)
<p>第2条(定義) (5)「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社または指定レンタル事業者(後記第(24)号に定義します。)が本規約に基づき提供するモデム・アダプタ等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルする場合は、当社または指定レンタル事業者が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。</p>	<p>第2条(定義) (5)「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が本規約に基づき提供するモデム・アダプタ等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルする場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。</p>
<p>第2条(定義) (24)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対してレンタルする事業者として当社が指定する事業者をいいます。</p>	<p>第2条(定義) (24)削除</p>

「公衆無線LAN利用規約」新旧対照表

改定前(2009年11月1日付)	改定後(2010年3月31日付)
<p>第2条(定義) (14)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対してレンタルする事業者として当社が指定する事業者をいいます。</p>	<p>第2条(定義) (14)削除</p>
<p>第21条(無線LANパックセット値引きに関する特約) 1. 当社は、会員が、本サービスの利用契約の対象となるサービス会員回線において当社または指定レンタル事業者の定める「接続機器レンタル規約」に基づき提供する無線LANカードのレンタル契約の申し込みを行った場合、本サービスの月額利用料金を値引きします。</p>	<p>第21条(無線LANパックセット値引きに関する特約) 1. 当社は、会員が、本サービスの利用契約の対象となるサービス会員回線において当社の定める「接続機器レンタル規約」に基づき提供する無線LANカードのレンタル契約の申し込みを行った場合、本サービスの月額利用料金を値引きしません。</p>

「接続機器レンタル規約(ソフトバンクBB)」新旧対照表

改定前(2008年12月1日付)	改定後(2010年3月31日付)
<p>第11条(個人情報等の保護) 当社は、会員の個人情報を接続機器及びレンタル契約の証券化・流動化またはこれらを利用したその他の資金調達に伴い、これに必要な範囲で、個人情報を適切に管理するよう契約等により義務づけた取引当事者に対し、氏名、住所、電話番号、E-Mailアドレス、カスタマーID等の個人情報を提供するものとします。なお、本規約第12条に従ってレンタル契約の地位の譲渡が生ずる場合は、同条第3項(7)の規定に従うものとします。</p>	<p>第11条(個人情報等の保護) 2. 削除</p>